二十七　銀行代理業者名　井上佐智子
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県鶴岡市新形町五番二十八号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年八月一日
二十八　銀行代理業者名　美唄市
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道美唄市西三条南一丁目一番一号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年九月一日
二十九　銀行代理業者名　石田幸司郎
主たる営業所又は事務所の所在地　京都府亀岡市吉川町穴川堂ノ前一番
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年九月一日
三十　銀行代理業者名　衞藤　逸子
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県玖珠郡玖珠町大字日出生九百八十七番地の十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十六年九月一日

○金融庁告示第七十一号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七の規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失ったので、信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十六条の規定に基づき、告示する

平成二十六年十二月二十六日　金融庁長官　細溝　清史

一　許可番号　北海道財務局長（信金代）第三号
信用金庫代理業者名　北海信用金庫沼の沢代理店　竹田　伸一
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道夕張市沼の沢百三十七番地
許可年月日　平成十八年八月九日
所属信用金庫の名称　北海信用金庫
失効年月日　平成二十六年九月十九日
二　許可番号　北海道財務局長（信金代）第四号
信用金庫代理業者名　北海信用金庫塩谷代理店　初山　覚
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道小樽市塩谷二丁目十九番七号
許可年月日　平成十八年八月九日
所属信用金庫の名称　北海信用金庫
失効年月日　平成二十六年九月十九日

○文部科学省告示第百九十九号

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第九条第五項第二号の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則第九条第五項第二号の規定に基づき文部科学大臣が定めるもの（平成二十一年文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十六日　文部科学大臣　下村　博文

第二号を次のように改める。

二　胎児に低酸素状態が生じたものであって、かつ、次に掲げるもののいずれかであること
イ　分娩監視装置が示す情報に異常が認められたもの
ロ　出生した者のアプガースコア一分値が三点以下であるもの
ハ　生後一時間以内の者に係る血液ガス分析における水素イオン指数が七・〇未満であるもの

○東北地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月二十六日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子無番地から同町大字手ノ子字狐林二六〇〇番一まで	前	一二・三〇～三五・四〇（メートル）	〇〇・二八〇（キロメートル）
	後	一二・三〇～五五・一〇〇（メートル）	〇〇・二八〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十三号	山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子無番地から同町大字手ノ子字狐林二六〇〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

○関東地方整備局告示第四百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	茅ヶ崎市西久保字大町一六九番一から同市西久保字上ノ町一七二一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

○北陸地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
金沢市駅西新町三丁目二一〇七番から同市駅西新町三丁目一二〇四番まで	前	四一・〇〇～一二一・〇〇（メートル）	〇〇・三一〇（キロメートル）
	後	三八・五〇～一〇六・〇〇（メートル）	〇〇・三一〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所